

政策提言 1 市民参加のまちづくり

政府は人口減少の歯止めと一極集中の是正をはかるため、まち・ひと・しごと創生の取り組みを打ち出し、努力義務としながらも、すべての地方自治体に「地方版総合戦略」の策定、実行を求めてきました。こうした人口をめぐる地方の計画策定は、国主導による自治体間競争につながるものであり、極めて問題です。また、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円においては、ラスパイレス指数などを用いた行革努力分としての算定も行われています。まちづくりは、地域の現状をじっくりと検証・分析し、市民参加のもとで検討する必要があります。政府の政策誘導を許さず、地方自治体の自主性・主体性による政策決定こそが求められます。

<まち・ひと・しごと創生の対応>

- ① 「地方版総合戦略」の見直しを進める際には、市民（住民）、NPOほか諸団体、大学などの教育機関、地域の金融機関、労働組合などの地域の関係者の参画を進め、地域の実状をよりの確に反映するための体制を構築します。また、地域雇用や定住支援策などの過去の施策を再検証し、施策にかかる課題が反映されたものとなっているか点検します。
- ② 「地方版総合戦略」を見直しするための評価指標を設定する場合には、地域の現状と著しくかい離れた数値目標や婚姻、出産などの個人の自由を侵害するものとならないよう、地域住民と合意形成をはかります。
- ③ 中山間地域の「小さな拠点」（生活・福祉サービスを基幹となる集落に集め、周辺集落と交通ネットワークなどで拠点を結ぶ）や地方都市のコンパクト化の検討にあたっては、地域公共交通など公共サービス水準を確保しつつ、その効果についても検証しながら進めることとします。
- ④ まち・ひと・しごと創生にかかる財源については、自治体において主体的に活用できるよう、一般行政経費としての恒久化し、政府の施策誘導に利用しないよう求めます。

<まちづくり・都市計画>

【自治体】

- ① 都市計画の決定手続きの透明性を確保し、市民（住民）の提案制度を取り入れたまちづくり条例を制定します。
 - ② 都道府県および市区町村の都市計画の基本方針（都市計画法第18条、都市計画のマスタープラン）については、市民（住民）参加のもとに改定します。
 - ③ 「地区計画」を市民（住民）が提案できるよう条例を整備し、市民（住民）の活動を支援します。
 - ④ 都心・ビジネス街へのオフィスの集中や業務機能の過密化の防止、中心市街地とその周辺地域の空洞化の防止に取り組みます。
 - ⑤ 計画段階のアセスメント（計画アセスメント、戦略的環境影響評価制度）を実施するため、環境アセスメント条例を整備します。

 - ⑥ 「農」のあるまちづくりを進めます。市街化調整区域内の農業振興地域内農地は基本的に保全します。市街化区域の農地もできるだけ「生産緑地」や「市民参加型農園」として確保します。
 - ⑦ 住民の生活と活動を保障するための交通のバリアフリー化、コミュニティ・バスなどの運行をはかります。また、「バリアフリー基本構想」の策定および改訂と国土交通省による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」への対応などバリアフリー実現に取り組みます。また、鉄道駅ホームのホームドア、ホーム柵の設置を早急に進めます。
 - ⑧ 公共および公共的施設・空間の利用障壁（段差や通路・歩道などの狭小など）を除去するなど、バリアフリー法との整合性を含めて、福祉のまちづくり条例を制定します。
 - ⑨ 歩行者ばかりではなく車いす利用の便などにも重点をおき、架線の地中化、障害物除去などを歩道拡幅の計画などと総合化し、生活道路の整備計画を策定します。
 - ⑩ ウォーターフロントの都市機能と港湾機能の整備を両立させる港湾計画と臨海地区計画の策定においてはウォーターフロントの魅力を活かし、親水空間の整備をはかるなどしながら、市民（住民）の親水権の拡充をはかります。
 - ⑪ 地域の活性化にむけて、コミュニティ・ビジネスの振興をはかります。また、地域福祉と防災の観点から、コミュニティの活性化をはかります。
 - ⑫ 都市計画法の「特例容積率適用区域制度」などを活用し、歴史的建造物の登録・保全を進めます。
 - ⑬ 街並みの調和と環境保全にむけて、景観条例の制定を進めるとともに、景観法に基づく景観行政団体となることをめざします。
 - ⑭ 大規模な市街地再開発・区画整理事業については、今後の人口見通し、自治体財政の現状を踏まえ、より慎重な検討を求めます。また、バリアフリーなどを進め、誰もが平等に社会参加できるまちづくり
-

をめざします。

- ⑤ 今後の人口見通しを踏まえ、橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁、公共施設などの既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行います。

【国に対して】

- ① 都市計画法の改正にあたっては、より市民（住民）が主体となる都市計画制度となるよう、改正過程での積極的な市民（住民）参加を求めます。
- ② 市区町村の段階における都市計画行政、建築行政の総合化にむけて、自治体の条例による権限をより拡大するよう求めます。
- ③ 市街化地域の農地を維持するため、市町村条例による基準の引き下げなどを含めた「生産緑地」の指定基準の緩和や相続税の減免などのための法改正を求めます。

<コミュニティ政策>

【自治体】

- ① 都市部における高齢社会の進行に伴い、高齢世帯、高齢単身世帯の孤独死や所在不明者などの増加を防止するため、地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーなどを設置し、相談機能の強化を進めます。
- ② 地域に多く存在する公共施設の開放、空き家や空き店舗などの活用を進め、地域のコミュニティ、自治の拠点の役割を果たすようにします。
- ③ 中山間地のいわゆる「限界集落」においては、集落の機能が果たせるよう、集落支援員制度の活用などを通じて、支援を強化します。
- ④ 中山間地の定住条件を整えるため、福祉・医療・教育などの生活環境の総合的整備を進めます。

【国に対して】

- ① 自治会・町内会、NPO・NGO、社会福祉法人、PTAなど、地域で活動するさまざまな団体の活動資金充実のために、法制度の整備を求めます。
 - ② 特定非営利活動法人や生活協同組合、労働者協同組合など、地域活動の担い手となり得る諸団体のさらなる活動促進にむけた法制度の整備を求めます。
-

政策提言 2 地域おこし・しごとづくり

地域の特性を活かした地場産業の育成・まちづくりを推進し、地域雇用の拡大をはかることが重要です。とくに、福祉や医療などの社会保障関連分野、環境関連分野、農林水産業での雇用づくりを積極的に進めることが、持続可能な地域づくりにつながります。このため、自治体を中心となって、若者をはじめとする就労支援や職業訓練、離職防止のための労働条件改善、非正規労働者の正規化等に取り組むことが重要です。

<雇用・職業訓練>

【自治体】

- ① 地域雇用の受け皿の拡大、住民の生活の質向上の観点から、介護・福祉分野、教育分野、農林水産分野の雇用拡大支援を強化し、民間、NPOなどを通じた雇用増に取り組みます。また、雇用創出の具体化のため、自治体・労・使・地域のNPOとの連携を強化します。
- ② 各自治体の雇用創出プランとその具体化を重要課題と位置づけ、就業率向上の目標を設定します。若年者、女性、高齢者、障害者、外国人別に設定します。具体的な推進機構として、自治体・労働団体・使用者団体などで「地域雇用戦略会議」を設置します。
- ③ 介護・福祉分野では、研修助成・労働条件改善等に対する支援をはかるとともに、介護福祉施設、専門職養成学校などと連携して、雇用のマッチング機能を強化します。
- ④ 国、商工会議所、民間企業などと連携を強化し、ジョブカフェにより多くのサテライトを設置するなどして、若年層の就職情報の提供など、新卒者を含めた若年層の就業支援を強化します。
- ⑤ いわゆる「ひきこもり」やニートなど、就労困難者対策として、NPO等への支援、連携を強化し、就労支援対策の強化をはかります。
- ⑥ 非正規労働者の正規雇用化、労働条件の改善を行う企業への支援を進めます。
- ⑦ 国の職業安定行政との連携を強化し、職業訓練や求職者支援体制の効果的な実施をはかります。
- ⑧ 都道府県の労働行政に関しては、労働相談や教育機関と連携した地域の労働者教育の推進、集団的労使関係、労働者の権利や労働組合の存在意義などについて地域での理解を深めるよう取り組みます。
- ⑨ 地域のものづくり政策と一体となって、地域産業の体験学習などの地域産業教育を積極的に進めます。
- ⑩ 公共サービスに従事する非正規雇用労働者の雇用安定と処遇の改善をはかります。

【国に対して】

- ① 職業安定行政・ハローワークについては、無料職業紹介事業を行う国による全国セーフティネットとして維持することを求めます。
- ② 都道府県で質の高い公共職業訓練が拡充できるように、国として責任をもった予算措置を行うことを求めます。
- ③ 地域主体の雇用創出策の実施にむけて、「地域雇用創造支援事業」など地域雇用対策の継続・拡充を求めています。

<地域おこし>

【自治体】

- ① 地域活性化の課題として、(ア)地域資源を活用した自立的産業おこし、(イ)伝統文化や独自文化を基礎にした地域間交流の推進、(ウ)景観・町並み保存など環境保全、自然生態系保存を基調にした地域づくりの推進、高齢者・障害者の共生の地域づくり、(エ)公共交通による移動・アクセス手段の確保、などを積極的に推進します。そのために市町村に「雇用・就労」などの専門部局の設置を進めます。
- ② サービス業、農林水産業など、新しい事業機会の開拓を目的とした投資、研究開発等に対する支援・公的融資および税制上の支援措置の適用など、地域産業の高度化・高付加価値化を積極的に推進します。
- ③ 生活関連、地域福祉・医療関連、対地域事業所関連のサービス業、住宅、まちづくり事業など、コミュニティをベースにした仕事づくり(コミュニティ・ビジネス、社会的企業)の促進、奨励を進めます。
- ④ 中心市街地活性化法に基づくタウンマネジメント・オフィスづくりや、その活動を通じて商店街、小売業の活性化をはかるため、基本計画の認定にあたっては地域の実情を考慮したものとし、タウンマネジメント機関の育成などをはかります。
- ⑤ 特定の企業、特定の産業、特定の施設、基地、電源立地などに過度に頼らない地域の産業構造を確立します。
- ⑥ UIターン者を受け入れるため、空き家の有効利用や公営住宅の建設や入居基準の見直しなどの定住促進策を推進します。

【国に対して】

- ① カジノ解禁を柱とする統合型リゾート（IR）については、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存症対策など、多くの課題があるため、IRの実施を断念するよう求めています。
-

政策提言 3 雇用の安定と安心して働き続けられる労働環境づくり

雇用の安定と安心して働き続けられる労働環境づくりにむけては、労働基準法や労働安全衛生法、最低賃金法など、現行の労働諸法制を社会全体として遵守していくことが極めて重要です。労働者の権利や保護を後退させる規制緩和の流れに反対していくことも重要です。

また、年々増加し、労働者全体の約4割を占めるまでになった非正規労働者の劣悪な勤務条件を改善していくことが待ったなしの課題となっています。「働き方改革関連法」においては、「同一労働同一賃金」として、雇用形態にかかわらず均衡・均等を義務づける法改正が行われました（2020年4月施行）。

この法改正と動きをあわせて、地方公務員法および地方自治法が改正され、2020年4月からは新たな一般職の非常勤職員制度である「会計年度任用職員制度」がすべての自治体で導入されましたが、その抜本的な賃金・労働条件の改善については道半ばであり、引き続きの対応が求められます。

【自治体】

<最低賃金の引き上げ、自治体関連職場等における非正規雇用に関する政策など>

- ① 雇用形態による賃金格差を縮小させ、地域経済全体の底上げをはかるため、地域別最低賃金の向上を、都道府県労働局に求めます。その際は、連合が求めている時給1,150円の実現を求めます。
- ② 自治体が業務委託などを行う企業等において、労働基準法や最低賃金法、パートタイム労働法、労働契約法など労働諸法制が遵守されるよう求めるとともに、自治体は、そのための必要な予算を措置します。その際、労働契約法第20条を活用し、不合理な賃金・労働条件を解消・是正すること、また、労働契約法第18条を踏まえ、有期契約5年超の労働者について、無期契約への転換を促進するよう求めます。
- ③ 安定した雇用の確保や正規雇用への転換を可能とするため、国の職業安定行政との連携を強化した、就業訓練や就業支援体制の具体化をはかります。
- ④ 企業等に対し、高年齢者雇用安定法に定める高年齢者雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員の65歳までの雇用の確保、また努力義務化された70歳までの就業確保措置が行われるよう求めます。
- ⑤ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率（民間2.3%）の達成を求めます。

<自治体の会計年度任用職員の処遇改善など>

- ① 新たな一般職非常勤職員制度である「会計年度任用職員制度」について、当該職員の処遇改善に結び付くよう、必要な予算の確保を行います。

- ② 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、常勤職員と同一基準での運用（給料表の適用、前歴換算）とし、職務内容を踏まえて均衡・権衡させます。また、常勤職員との均衡を基本として諸手当を支給し、期末手当は、最低でも常勤職員の支給月数を支給します。

<自治体職員の長時間労働の縮減など>

- ① 時間外労働の上限規制の導入（2019年4月）等にかかる労働基準法の改正を踏まえて、必要な対策を進めます。安全衛生委員会において、時間外労働の実態を把握・報告させるとともに、とくにいわゆる過労死基準とされる月80時間を超える場合や、超過勤務が常態化している職場については具体的な対応策を示します。また、公務のための「臨時の必要」について厳格に運用するとともに、やむを得ず上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合の縮減対策の実施と同時に、職員に対する医師による面接指導など健康確保措置を強化します。
- ② 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、「労働基準法別表第1第11号、12号および同別表に含まれない官公署の事業に従事する地方公務員の職員に過重労働の疑いがある場合は、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長）が監督指導の徹底に努めるものとする」と明記されたことを踏まえ、労働基準監督機関としての役割・機能を強化します。
- ③ 年間総労働時間の縮減および健康確保の観点から、年休取得を促進（5日未満者の解消）します。また、勤務間インターバル制度を導入します。
- ④ 定年延長制度の円滑な実施・運用を行います。
- ⑤ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率（地方自治体2.6%）を達成します。

【国に対して】

- ① 雇用労働者の均等待遇と格差是正をはかるため、雇用労働者への社会保険の適用拡大を求めます。
- ② 雇用形態に関わらず、すべての雇用労働者に雇用保険を適用することとし、雇用保険の適用拡大を求めます。
- ③ 過労死問題やブラック企業問題等に適切に対処するため、労働基準監督官の増員および監督強化にむけた規定の整備を含め、国および自治体における労働行政の充実・強化を求めます。また、労働者が安心して働き続けられるよう、実効ある長時間労働是正策とともに、総合的な過労死防止対策を講ずるよう求めます。
- ④ 「解雇の金銭解決制度」導入や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働者の保護を後退させる規制緩和を行わないよう求めます。
- ⑤ 外国人労働者の受け入れは、専門的・技術的分野の人材とし、在留資格・就労資格の緩和を通じたなし崩し的な受け入れは行わないよう求めます。また、外国人労働者の人権の尊重、労働者保護の確保を求めます。
- ⑥ 会計年度任用職員の賃金・労働条件を改善するための財源確保を求めます。また、すべての会計年度任用職員への勤勉手当支給、任期の定めのない短時間勤務職員制度についても検討するよう求めます。
-

政策提言 4 農林水産の再興と環境保全・食の確保

今や農村部では中山間地に限らず、平野部においても過疎化、高齢化が進んでいます。農林水産業は地域と人の暮らしを持続的に支え、国土保全をはかるための社会的共通資本です。自治体は、担い手の育成や地域での食料自給率の向上、安全な農作物づくりを推進するため、地域の特性に応じた施策を講じます。また、国に対しては、農林漁業の持つ環境保全の役割について社会的合意をはかり、環境保全を柱とした環境支払制度の普及、拡大を求めます。

同時に、東日本大震災対策として、農林水産業や食品における徹底した安全性の確保、風評被害対策、および再生にむけた基盤整備が急がれます。自治体と国が連携し、引き続き復興にむけた対策を講じていく必要があります。

<農 業>

【自治体】

- ① 食料・農業・農村基本法や都市農業振興基本法に基づく各種計画に環境保全や食料自給率の向上を大きな柱として位置づけ、着実な実行をはかります。
- ② 担い手づくりや地産地消、農業の果たす環境保全の役割などを基本理念とした基本条例を、生産者や消費者などを含めて市民参加型で作成します。
- ③ 農業に対する自治体独自の公的助成を拡大し、農業経営の安定化とともに地域の自然や文化を支えます。
- ④ 地域資源と地域特性を重視した適地適作と地産地消を進めます。また、地域の雇用創出や活力を生み出すために、生産・加工から販売までの活動を支援します。
- ⑤ 就農希望者などを受け入れるために受け皿となる組織、仕組みの整備を進めます。その上で、受け入れに必要な住宅の用意や各種の資金援助など、生活支援を推進します。また、就農を拡大するため、研修助成などの充実をはかります。
- ⑥ 農山漁村の活性化のため、その地域の歴史・文化・祭りを継承する人材を育て、グリーンツーリズムなど都市との交流・一時滞在・定住などを積極的に進めます。
- ⑦ 農業が果たす多面的機能を展開し、コミュニティの中に農業を位置づけます。とくに、都市部では、都市農業振興基本計画に基づき、都市農地を都市にあるべきものと位置づけ、市民農園・体験農園・学校農園・農業公園など市民（住民）が農業を体験する場と農育の機会を増やし、農業理解を進めます。また、生産緑地の保全を進めます。

- ⑧ 「食の安全基本条例（仮称）」を制定し、地域の食生活の改善と食の安全に関する情報公開を推進します。
- ⑨ 食品衛生監視担当部局・農政部局、市場・消費流通担当部局の連携を強め、食の監視・検査体制の見直しと充実をはかります。
- ⑩ 有機農産物や減農薬農産物について自治体独自の認証制度を設け、販売支援することを進めます。
- ⑪ 農畜産物の安全・安心を確保するため、トレーサビリティシステムの普及を進めます。
- ⑫ 農業生産工程管理（GAP）の推進については、消費者および生産者の健康といのちを守るため、その趣旨を生かしつつも、認証取得を要件としない生産・流通の仕組みをつくります。当面、環境保全型農業直接支払い交付金の交付要件から「GAPの取り組み」を削除し、新たにGAPの取り組み（認証有無を問わない）を交付対象メニューの一部に組み込んだ制度とすることを進めます。
- ⑬ 主要種子の安定供給を継続するため、廃止された主要農作物種子法に代わる条例をすべての都道府県において制定されるよう取り組みます。

【国に対して】

- ① 農林漁業政策の全般に対し、自治体の意見を汲み上げる仕組みの創設など、国と自治体の双方で政策立案を可能とする仕組みを求めます。
 - ② 地域の実情や自治体からの意見を反映する仕組みを創設し、農地や山林、森林の保全などによる環境・地域文化などの多面的機能を重視した「環境支払」政策の構築を求めます。また、漁業も「環境支払」の対象に含めることとし、自治体による独自の直接支払を組み込むことを求めます。
 - ③ 環境保全・資源循環型社会にむけ、農業技術の開発・育成の重点化を進めます。有機農法や減農薬などの安全な技術、地域の風土・伝統を生かした技術開発と推進を求めます。
 - ④ 認定農業者とエコファーマー制度は「環境支払」政策に統合し、「経営環境管理計画」の立案を条件とした直接支払を求めます。
 - ⑤ 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）およびその他の経済連携協定については、国内農業への影響、食料自給率の低下など懸念される課題も多く、工業やサービス分野、労働分野など、国内の産業に大きな影響を与えるため慎重な対応を求めます。
 - ⑥ 鳥獣被害への補償は「環境支払」に組み込み、生態系に配慮した防除策・技術の研究を進めるよう求めます。
 - ⑦ 食料自給率50%を当面の目標とし、農地の総量確保や担い手対策を求めます。
 - ⑧ 食品安全委員会における公正取引の制度を見直し、消費者代表委員を新たに含めるなど役割と機能の充実を求めます。
 - ⑨ アフリカ豚熱、豚熱の発生に備え、水際対策と封じ込め対策、まん延防止対策を講じるための十分な体制構築と財源の確保を行うよう求めます。
 - ⑩ SDGsの取り組みと連動し、食品ロスを半減させることをめざします。食物残渣の再資源化、フードバ
-

ンクへの支援なども含めて、「むだに捨てないで再配分」するよう求めます。

- ⑪ 加工・生鮮食品を含め必要な表示を行い、生産・流通・消費段階とトータルに安全性を確保するよう求めます。また有機JAS農業の普及、浸透を求めます。
- ⑫ 今後の農地法改正にあたっては、違反転用是正指導権限の強化など農業委員会機能の拡大強化を求めます。また、株式会社など農外者の農地所有、利用は、その農地が転用されないよう法整備を求めます。
- ⑬ 相続税納税猶予制度については、生活と生産が一体化している農村に合った運用となるよう求めます。山林については、保全にむけた制度となるよう、改善を求めます。
- ⑭ 農山村活性化にむけ、過疎債について人材育成など一過性でないソフト事業の促進に結び付くよう、その対応を求めます。
- ⑮ 東日本大震災の東京電力福島第一原発の事故被害について、地域の被害レベルに応じたきめ細かな支援を行うとともに、風評被害に対し、安全性の正確な情報発信を含む対策を引き続き講じるよう求めます。
- ⑯ 東日本大震災による被害を受けた個人・法人に対して、引き続き、長期的な経営支援を求めます。
- ⑰ 2023年を目途としている福島第一原子力発電所のトリチウム汚染水海洋放出を行わないよう求めます。

<林業>

【自治体】

- ① 地域の山林の保全や活用のあり方について、市民（住民）の意見を「森林整備計画」に反映します。とくに林業に従事するものの育成や確保について積極的に位置付けます。
 - ② 地球温暖化防止、環境保全、中山間地域の活性化にむけて、森林整備・保全対策など、山の環境管理と林業経営安定の公的助成を充実します。
 - ③ 水源の森を保全するため、森林環境譲与税を活用するとともに、その財源の使途について地域住民の意見を反映する仕組みを導入します。また森林環境譲与税の制度発足以前より同様の地方税を徴収していた自治体においては、租税のあり方について改めて検討します。
 - ④ 市民緑地制度（都市緑地法にもとづき、土地所有者と自治体が契約を締結し、緑地等を自治体が管理する制度）などを活用し、市民（住民）参加のもとで緑地管理する仕組みを推進します。
 - ⑤ 林業従事者の担い手確保のため、職業訓練助成や労働環境の整備を進めます。
 - ⑥ 地域材の流域内での活用については、公共施設などを対象に積極的に進め、木材、木材加工品・住宅などの産直運動を展開します。また、国産材を使用した場合の支援金制度を創設します。
 - ⑦ 山菜・きのこ・山野草の資源保護や有効活用のため、ルール化をはかり森林全体の保全・活性化につなげていきます。
 - ⑧ 森林整備のための「緑の公共事業」の拡充をはかります。流域ごとの森林保全と地域社会を再生していくため、森林・林業の流域管理システムを推進します。
-

【国に対して】

- ① 担い手がない山林については、森林管理法の特例措置を活用するなどして、公的な管理集団が行き届くよう求めます。
- ② 地球温暖化防止にむけて、木材国内自給率の向上を求めます。
- ③ 林業労働者の登録制度の創設、所得保障、社会保険の掛金助成、技術研修、振動病対策を求めます。とりわけ、生物多様性の保全や水源のかん養など森林機能の多面的機能を重視した所得補償制度の創設を求めます。
- ④ 森林の管理・保全のため、自然保護官（レンジャー）制度の充実を求めます。
- ⑤ スギ、ヒノキなどの整備、より被害の少ない木を植えるなど、花粉症対策を求めます。

<水産業>

【自治体】

- ① 漁業技術の向上、研修機会の拡大、労働環境の充実をはかり、漁業従事者の確保をはかります。
- ② 環境保全、森林整備、水質浄化を進め、河川、湖沼、沿岸の水産資源の保護・回復策を進めます。
- ③ 魚つき保安林の整備をはかるなど、川・水田・海の水循環を一つの流域ととらえ、森林整備と連携した漁業基盤整備施策に取り組みます。また、漁業者が山に木を植える運動を支援します。
- ④ 集団操業、協業、プール制、共同経営など、漁協や地域住民が自主的に資源を管理する協調的漁場利用体制の確立をはかります。
- ⑤ 水産地域資源の持続利用をはかるため養魚などの資源管理施設の整備や関連試験研究の充実をはかります。
- ⑥ 上記の施策を確実に実行し、各漁業経営体が自立できるよう支援します。

【国に対して】

- ① 海岸や海的环境保全計画を立案し、海岸や干潟、防風林、護岸のあり方、藻場の復元、養殖漁業の環境保全などについて、指針を定めるよう求めます。
 - ② 水産資源・海洋生物資源について、資源調査や栽培漁業の国際協力を強化し、責任ある遠洋漁業と国際的な資源の共同管理へ貢献するよう求めます。
 - ③ 沿岸漁業の振興と、その海産物の産直や直売への支援を求めます。
 - ④ 里海を保全し育て広げるために、上流と下流、都市住民との関わりを深めるための支援を求めます。海を地域の共通財産とするような政策を求めます。
 - ⑤ 国内200カイリ水域の水産資源を保護・利殖し、有効利用をはかることを求めます。
 - ⑥ 国および各都道府県の栽培漁業センターによる漁場の造成、稚魚・稚貝の人工ふ化事業を拡充し、各
-

地区漁協による資源保護海面の設定、種苗放流事業等の活発化を求めます。

- ⑦ 海岸の埋め立て、護岸工事、海砂の採取などについて、漁獲や環境保全の影響を踏まえた基準の設定を求めます。
 - ⑧ とくに沿岸漁業は、地域ごとに千差万別の経営形態があるため、全国一律ではなく、各地域に応じたきめ細かな対応が必要です。そのため各地域で実効性のある「浜の活力再生プラン」が策定されるよう自治体への支援を求めます。
-

政策提言 5 脱炭素社会の実現と自然（再生可能）エネルギーの活用

原子力発電は、東京電力福島第一原発事故でも明らかなように、重大事故が起きることで人間や動植物に大きなダメージを与えます。また、放射性廃棄物処理の問題についても、根本的な解決策が示されておらず、安定的なエネルギー源としては適当ではありません。原子力政策の抜本的転換を求め、早期の脱原発をめざす必要があります。「原発ゼロ基本法案」（原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案）の成立にむけた機運を高める世論喚起が必要です。各自治体でも再生可能エネルギーを活用した地域雇用やまちづくりを進め、地域分散型エネルギー社会への転換をめざします。また、再生可能エネルギーの推進は地球温暖化への対策としても重要です。脱原発社会とカーボンニュートラルの実現にむけて、市民（住民）、自治体、事業者などそれぞれの立場で連携を強化して、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消と温室効果ガス削減の取り組みが求められています。

【自治体】

＜エネルギー＞

- ① 脱原発社会の実現と、再生可能エネルギー事業による雇用拡大と地域経済の活性化を推進するために、自治体を中心となって、地域の事業者や市民と連携して発電事業を推進します。各自治体は、再生可能エネルギー促進条例（仮）を制定するなどして、地域の自然・地理的条件を生かした風力、太陽光・熱、バイオマス、中小水力、地熱などを積極的に活用し、地域のエネルギー自給率の向上をめざします。
- ② 地域エネルギーの生産・流通・消費をマネジメントする拠点づくりのために、拠点立ち上げ支援・拡大支援・事業拡大支援を実施します。
- ③ ESCO事業を活用し、自治体施設の省エネ化や省エネ機器の採用、太陽光発電施設の導入、既存施設のコージェネレーション化や燃料電池の利用など、積極的に省エネ対策を進めます。
- ④ 地域住民に対し、身近でかつ（メーカーや販売店に偏らない）中立的なアドバイスを行うために省エネ診断・相談の窓口を設けます。
- ⑤ 各自治体の先行事例の導入や、地域性を活かした相互協力を進めるため、各自治体・市民団体等との調整をはかります。
- ⑥ 高レベル放射性廃棄物等の地層処分・埋め立てについては、北海道の寿都町、神恵内村において文献調査が実施されていますが、地層処分の安全性が確立されておらず、道また周辺自治体からの理解も得られない現状において、最終処分地の決定に結び付けないよう求めます。

- ⑦ 水道・下水道などのライフライン事業者は、創意工夫により小水力発電や太陽光発電をはじめとした消化ガス発電などに取り組み、再生可能エネルギーの地産地消を進めます。また、公営ガス事業者では、コージェネレーションを組み合わせた発電も行い、危機管理時も想定した取り組みを進めます。

＜脱炭素社会・温暖化防止＞

1. 計画体系

- ① 2050年までの「カーボンニュートラル」の実現を視野に、自治体の行う事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制のための数値目標を明らかにした「地球温暖化対策実行計画・事務事業編」を着実に実施します。また計画未策定の自治体においては、早期の策定をめざします。
- ② 地域全体における自然（再生可能）エネルギーの活用、温室効果ガスの発生抑制、資源循環システム構築を主要な柱として、温室効果ガスの削減数値目標も含めた「地球温暖化対策実行計画・区域施策編」の策定を促進します。
- ③ 環境基本条例、環境基本計画および環境配慮指針を市民（住民）の参加のもとに策定し、都市計画や産業政策との連動をはかります。

2. 個別施策

- ① 地球温暖化対策地域協議会の活動を積極的に支援し、市民主体の温暖化防止対策を推進します。また都道府県に続き、政令市・中核市・特例市のレベルでの地球温暖化防止活動推進センターの設置を進めます。
- ② 2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガスを削減するとする日本のNDC（国が決定する貢献）の実現にむけて、温室効果ガス排出量算定をするためエネルギー事業者からのデータ提供等を積極的に要請していきます。
- ③ 都市計画の推進や事業実施の際には、温暖化対策の視点から見直し、ヒートアイランド対策として、屋上緑化など建物のグリーン化を推進するとともに、総合緑化対策を進めます。
- ⑤ 公共交通機関の体系を見直します。コミュニティ・バス、路線バス、路面電車、地下鉄・都市高速鉄道の採算・環境面の検討を進め、また次世代型路面電車（LRT）の復権・再評価をはかります。
- ⑥ NO_xなどの大気環境のモニタリングを充実させ、大気汚染発生源の把握を行い、市民（住民）に情報公開します。
- ⑦ 「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」などに参加し、温暖化防止を呼びかけます。

3. 公共事業・河川関連等

- ① 公共事業（自治体施設も含む）について、環境配慮指針を策定します。
- ② 企業や自治体の事業活動による環境破壊を未然に防止するため、計画・政策段階の環境アセスメント制度を実現し、生態系や環境の保全をはかります。
- ③ 河川管理計画の策定は、治水とともに、河川の景観保全、河川敷・堤防の緑化の視点を盛り込みます。護岸工事は、河川の親水性を取り戻すため、近自然工法（多自然型工法）を取り入れます。
- ④ 緑地保全地域、生産緑地の指定を拡大し、既存の緑を守るよう努めます。また、巨木や古木、記念木の保全を推進します。
-

4. 環境学習、マネジメント等

- ① 自治体の特性に応じた環境マネジメントシステムをつくり、地元企業などでの環境マネジメントシステムの導入を支援します。
- ② 温暖化対策や里山保全などについて住民一人ひとりが実際に行動していくために、自治体独自のマニュアル・副読本等を作成し、環境学習の機会を積極的に設けます。
- ③ 環境リーダーの養成を進めるとともに、温暖化防止や里山保全に取り組む団体や市民との協力・調整を積極的にはかっています。
- ④ 政府の温暖化防止国民運動としてスタートした気候変動キャンペーン「Fun to Share」について、自治体および地域住民による取り組みを進めています。
- ⑤ 外来種の国内繁殖により日本固有種が絶滅の危機に瀕している動植物も少ないことから、固有種の調査を行い種の保存に取り組むとともに、子どもたちに対する環境教育の充実を進めています。

【国に対して】

- ① 第6次エネルギー基本計画において原発が「重要なベースロード電源」と位置づけられていますが、エネルギー消費を小さくし持続可能な自然エネルギーを基幹エネルギーとする政策への転換を改めて求めます。同時に、原発稼働ゼロの目標年数を設定し、遅くとも2030年には原発稼働ゼロを実現するための計画策定を求めます。
 - ② 2016年4月から一般消費者も電力会社を選べるようになってきていることから、消費者が新電力の電源構成をみて再生可能エネルギーによる電力を選択できるよう情報提供している「パワーシフト・キャンペーン」など、同様の活動がより活発化するよう、国としての支援を求めます。
 - ③ 多様な事業者が発電事業に参入しやすくするため、送配電網については公的関与による総合的運用と公正な情報公開を求めます。
 - ④ 公共施設や家庭に自然エネルギー施設の導入をはかるため、補助金の一層の充実を求めます。
 - ⑤ 風力発電や地熱発電などを推進するため、引き続き規制の見直しを求めます。場合によっては、支障となっている電力会社などに対する働きかけも求めます。
 - ⑥ 地元・現場の視点に立ち、大規模な工場等（セメント・鉄工所・化学工場・パルプ等）に対する規制を求めます。（場合によっては、排出量取引、総量規制、また炭素税など税制の問題をも含め要請していきます。）
 - ⑦ 大量輸送を基幹とする一極集中型道路政策から、多極型、環状型の道路政策、都市計画への転換を求めます。
 - ⑧ 政府は、多くの反対の声を押し切って、川内原発や高浜原発、伊方原発などを強引に再稼働させました。岸田首相は原発のさらなる再稼働にむけて「国が前面に立つ」との意向を示していることから、その動向を注視しつつ、すべての原発の再稼働および新增設に反対し、すべての原発の廃炉を求めます。
 - ⑨ 「原発ゼロ基本法案」（原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案）の制定を求めま
-

す。

- ⑩ 発電開始から30年を経過した老朽炉は廃炉の対象であり、30年稼働時点での最新の安全基準や立地周辺自治体の了解などを満たす場合は最大10年間の稼働延長とし、最大40年で廃炉とすることを求めます。同時に、原発稼働ゼロの目標年までには、すべての原発を廃炉とするよう求めます。
 - ⑪ 浜岡原発などの地震リスクが高い原発は即時廃炉とするよう求めます。また、東京電力福島第一原発事故の原因究明に基づく安全基準の見直しと原子力防災体制の強化策にそって、安全対策を講じることができない原発も廃炉とするよう求めます。
 - ⑫ 核燃料サイクル計画は中止として、再処理計画・高速増殖炉計画・プルサーマル計画は取りやめとするよう求めます。
 - ⑬ 放射性廃棄物等の処理については、用地の取得をはじめ処分方法や管理・安全基準の確立など必要な対策を国の責任において行うよう求めます。また、その決定に際しては住民合意のもと行うよう求めます。
 - ⑭ 廃炉を進め、原発立地自治体の地域活性化を推進するための特別法の制定と、廃炉対策を含めた地域再生のための交付金制度などの新設を求めます。
-

政策提言 6 水循環・水環境・ライフラインの確立

地球規模の気候変動や水質汚染などの課題は、国際的な水の枯渇や不足を招き、水の奪い合いなどを起因とした内紛や外交問題に発展しています。健全な水循環や水環境を守り続けるためには、水源涵養・治水・利水・排水など、総合的な水管理を確立すること、「水は公共・公財のもの」として商業化をさせない取り組みが求められています。

また、国内では、近年、頻発する大規模自然災害等の経験を踏まえ、持続可能なライフラインの確立にむけ、老朽施設の改築更新や耐震化（津波対策含む）対策を積極的に進めていくことが重要です。

さらに、「水道・下水道事業の国際展開」では、日本型の公的機関の役割を前提とし、受入国が自立して事業を行える体制の確立ができるよう取り組むことが必要です。

【自治体】

- ① 洪水・渇水の防止や水源保護のため、森林や農地の保全にむけた水資源保護条例の制定などの取り組みを進めます。また、重要水源などに近接する用地を外国籍の企業等が購入している現状を踏まえ、土砂災害の防止や水源の涵養といった公益的機能を維持するための指導機能の強化が必要なことから、森林法に基づく土地所有の届出の厳格化などを進めます。
- ② 表層水や地下水などすべての水資源は、公平な分配を原則とし、住民のいのちを守るために「公水として位置づける」視点から、利用規制の検討を進めます。
- ③ 地下水の過剰な揚水については、地下水位の低下や地盤沈下を招くことから、土地所有者に対し、地下水の利用計画や利用報告を義務づける条例の制定など、効果ある規制を進めます。
- ④ 水源地などへの不法投棄や乱開発など、水道取水口上流部の水質汚濁を防止するため、河川等の広域的管理体制の確立を進めます。
- ⑤ 地域の水文化を育むため、多自然型工法などを活用して動植物が共生できる環境を拡大し、住民が快適に過ごせる水辺や水空間の確保を進めます。
- ⑥ 流域を単位に自治的・統合的な水管理を行うため、流域関係自治体（都道府県と市町村）が「流域水循環協議会」を設置し、実効性のある「流域水循環計画」を策定するよう取り組みを進めます。
- ⑦ 災害に強い水道・下水道・工業用水道・公営電気・公営ガスなどのライフラインづくりを進めます。
- ⑧ 透水性舗装など、地下水涵養や雨水循環を妨げない構造物の整備拡充を進めます。また、集中豪雨やゲリラ豪雨などによる都市災害への備えも兼ねた建築物による雨水流出抑制施設と雨水利用の促進、雨

水浸透を考慮した緑地化などを推進します。さらに、大雨時の地下街や地下鉄などの地下施設の浸水対策にも積極的な取り組みを進めます。

- ⑨ 人口減少や財政収支などの将来を見据え、地形や地域特性に合った効率的で効果的な污水处理手法の選択（既往計画の見直しを含む）を進めます。
- ⑩ 単独浄化槽は、河川などの水質悪化の原因の一つとなっており、合併浄化槽への転換や下水道への接続が早期にはかれるよう積極的な取り組みを進めます。
- ⑪ 単体ディスポーザーの使用は、公共水域の水質保全や汚泥増加に対する使用料負荷の公平性に課題があるため、無秩序な設置とならないよう自治体が設置場所を把握できるシステムづくりを進めます。
- ⑫ 安全・安心な飲料水を安定的に供給する水道事業の責務は自治体にあることから、コンセッション方式の導入など官民連携を導入せず、公営で運営することとします。また、将来的に経営の持続が困難な水道事業体は、地域特性を考慮した広域連携を推進します。
- ⑬ 都道府県に対し、水道事業の基盤の強化にむけ、広域連携の推進役として、水道事業者を構成員とする協議会の設置や水道基盤強化計画を作成するよう求めます。
- ⑭ 水需要の減少によって上下水道事業の収入減少が見込まれることから、健全な事業運営を継続しつつ施設の耐震化や改築更新に対応できるよう、料金の適正化を進めます。
- ⑮ 事業の継続性の観点から、災害時対応を想定した人員確保と技術継承のための人材育成を進めます。

【国に対して】

- ① 水は「国民共有の財産であり、公共性の高いもの」として健全な水循環を確立するため施行された水循環基本法のもとに策定された「水循環基本計画」の具現化のため、「流域を単位とした自治的・統合的な水管理」にむけ、各地域での流域水循環協議会の議論が実効性のあるものになるよう中心的な役割を求めます。
 - ② 単独浄化槽は、河川などの水質悪化の原因の一つとなっており、早期の使用禁止にむけ国策としての法整備を求めます。
 - ③ 処理水や汚泥の利用をはじめ、下水熱や有機物などが有効活用されるよう財政支援の拡充を求めます。
 - ④ 単体ディスポーザーに対しては、汚水や汚泥の増加などによる環境への負荷の観点から市町村の管理下に置き、設置場所の実態把握ができるよう法律改正を求めます。
 - ⑤ 簡易水道事業は、経営基盤が脆弱であることや、統合による影響を最小限に抑えるため、統合期限の2019年以後についても、現行の交付金措置を維持することを求めます。
 - ⑥ 安全・安心な飲料水を安定的に供給する水道事業の責務は自治体にあることから、公営で運営することを前提とし、将来的に経営の持続が困難な水道事業体には、地域特性を考慮した広域連携が推進されるよう支援すること、また、広域連携を検討していない事業体はもとより、民間会社とのリスク分担が確立できていない事業体には、施設運営権の設定の許可をしないよう求めます。
 - ⑦ 水道・下水道事業の海外展開については、日本型の公的管理を前提とし、受入国が自立して事業を
-

行っていけるような支援となるよう求めます。

- ⑧ 事業の継続性の観点から、技術・ノウハウの継承のための人員確保と災害時対応を想定した人員確保を行うよう、自治体およびライフライン事業者に対して助言と財政支援を求めます。
 - ⑨ 人口減少や需要の減少による公営企業の収入減少が見込まれていることから、健全な経営を維持継続し、災害に強いライフラインの構築のため、経営できる料金への適正化とともに施設の耐震化や改築更新が進むよう国庫補助の拡大を求めます。
-

政策提言 7 環境保全・資源循環の廃棄物行政

気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題などの地球環境の危機に直面する中、少子・高齢化の加速にともない、地域コミュニティが弱体化し、自治体の環境・廃棄物行政の取り組みにおいて大きな影響を及ぼしています。

今後は「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現にむけ、国や自治体が環境・廃棄物行政の取り組みを推進するとともに、一人ひとりが大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを変える必要があります。あわせて、従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑制し、廃棄物の発生抑止等をめざすサーキュラーエコノミーの推進が重要であり、とくにプラスチックの資源循環については、2022年4月の法改正にともない実施される自治体の分別収集の促進が必要です。

【自治体】

＜一般廃棄物＞

- ① ごみ減量化・資源化等を進めるため、住民参加の審議会等を設置します。リデュース・リユースを基本としたごみ減量にむけた施策を確立し、一般廃棄物処理基本計画の見直しに取り組みます。また、「容器包装リサイクル法」や「プラスチック資源循環の促進等に関する法律」などにおける自治体負担の根拠としての廃棄物会計制度の確立にむけて取り組みます。
- ② 住民・事業者を含めて地域でのライフスタイルの見直しの具体化をはかり、地域運動として推進します。住民に対してリデュース・リユースを基本とした減量化や分別収集の理解と協力を得るため、環境学習や講習会等を開催します。
- ③ 高齢化にともない、排出困難な世帯における「ふれあい戸別収集（仮称）」および「粗大ごみの室内からの持ち出し戸別収集」事業の需要が高まることから、必要に応じた体制を構築します。
- ④ リチウムイオン電池による火災事故の増加にともない、廃棄物運搬時の火災の防止やリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導のための体制を構築します。
- ⑤ 廃棄物処理に関する広域化は、自治体責任を明確し、構成市町村の一般廃棄物の処理責任を遵守するよう取り組みます。
- ⑥ 家庭ごみ有料化の検討は、導入の意義と目的を明らかにした上で、減免措置など低所得者に配慮した料金設定するなど住民合意を前提とします。また、事業系ごみは適正処理原価をもとに料金を設定します。
- ⑦ 家庭や学校給食などの生ごみや木の枝・落ち葉等の堆肥化やバイオガス化、家庭や事業所からの廃食

油のバイオディーゼル燃料としての再利用など、地域での資源循環の取り組みを進めます。

- ⑧ ごみ処理施設・処分場の排ガス、水処理、焼却灰、飛灰などの放射性物質濃度やダイオキシン類濃度の定期的な測定、公表を進めるとともに保管・管理を徹底します。
- ⑨ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のためにストックヤードや仮置き場の選定確保に努めるとともに、廃棄物処理施設の災害用バックアップ施設や浸水対策などの整備を図ります。また災害廃棄物の運搬・処理に伴うアスベスト被害を防ぐため、保護具の支給や健康チェックを行い、必要に応じて近隣住民と清掃工場に働く職員の健康調査を行います。
- ⑩ 一般家庭にある水銀を使用した製品など有害廃棄物について、事業者と連携し、回収体制の確立にむけて取り組みます。
- ⑪ 一般廃棄物許可業者等の積み替え・選別・保管施設の環境基準を強化し、立ち入り指導を強化します。

<産業廃棄物>

- ① 医療系廃棄物の適正処理体制を確立するとともに、専用焼却炉の整備をはかります。
- ② 各リサイクル関連法に基づき廃棄物のリサイクルを積極的に進めます。
- ③ 不法投棄を防止するため環境監視員制度を創設し、体制の整備にむけ自治体の担当職員の増員配置を進めます。また、市町村と都道府県の連携を密にし、夜間パトロールの実施など自治体、地域住民が一体となった監視体制を強化します。
- ④ 住民参加を基本とし、公害防止協定の締結、産廃施設の運営協議会の運営を進めます。
- ⑤ 産廃施設の許可認定を正確に行い、立ち入り指導を強化します。また、廃棄物の広域的な情報把握と管理、マニフェスト制度のチェック体制を強化します。

【国に対して】

- ① 容器包装リサイクル制度については、収集運搬、圧縮・梱包などの中間処理費や周知啓発費など自治体の経費負担が大きいため、事業者責任の強化・明確化を図り、現行制度の見直しを求めます。
 - ② 家電リサイクル法に関しては、不法投棄防止対策として「料金前払い制」について検討するとともに、義務外品については、自治体と小売店が連携し住民に分かりやすい回収体制の構築や拡大生産者責任の徹底を求めます。
 - ③ 小型家電リサイクル法に関しては、個人情報保護、回収体制、費用負担、回収後の処理体制等の課題に対する自治体の財政負担を軽減し、特定対象品目の完全回収に向け自治体の積極的な参加による環境に配慮した循環型社会の確立をめざします。
 - ④ 市町村における発電などエネルギー効率の高い廃棄物処理施設の建設やバイオガス化施設、災害廃棄物を一時的に選別保管できるストックヤード等の建設を行うための「循環型社会形成推進交付金」について、3Rの推進や広域的な処理の必要性から市町村が最大限活用できるよう、交付基準の緩和と交付率の増額を求めます。
 - ⑤ 拡大生産者責任制度に基づき製造・輸入・流通事業者が費用負担を求めます。
-

- ⑥ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、すべての自治体において排出・回収・リサイクルに係るルートが構築されるよう、プラスチック廃棄物の回収体制構築に係る予算措置を求めます。あわせて住民のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組める必要な予算措置を求めます。
 - ⑦ 不法投棄の原状回復の費用負担については、県および国で対応することを基本に、汚染者負担の原則に基づき関係事業者負担の適用拡大を求めます。
 - ⑧ 産業廃棄物の中間処理・最終処分の施設整備、適正処理推進のため公共関与による具体化を求めます。
-

政策提言 8 地域公共交通の維持・確保

住民のくらしに欠かせない移動を担っている、乗合バスや地方鉄道、離島航路などの生活交通が存続の危機に瀕しています。交通運輸分野に規制緩和が導入されて以降、概ね20年が経過する中で、地方部の乗合バスやローカル鉄道を中心に多くの路線の廃止が進みました。地方部の公共交通を中心に利用者の減少傾向が続く中、コロナによる移動の制約や行動様式、ライフスタイルが大きく変化し、全国の公共交通を取り巻く環境も深刻さを増しています。交通不便地域は、バス停から500m、鉄道駅から1km圏外の交通空白地域が可住地面積の3割超を占めるなど、だれもが、いつでも、どこへでも自由に移動する権利、いわゆる「移動権」が損なわれつつあります。地域住民の移動権を保障するためには、「公共」の役割が重要です。

交通政策基本法の理念に則り、自治体は、多様化する住民ニーズや地域特性に応じた公共交通サービスの提供主体として機能することが求められています。また、バス運転者を中心に人材不足も急速に進んでおり、喫緊の課題となっています。自治体は、安全で安心な地域公共交通を維持し、住民の移動手段を確保する観点からも、他産業に比べて低水準にある交通運輸労働者の環境改善に主体的に取り組む必要があります。

【自治体に対して】

- ① 住民・利用者の生活に必要不可欠な公共サービスである地域の公共交通を維持・確保し、自治体が住民の「移動権」を確保します。
- ② 地域公共交通の活性化にむけ、交通政策専任者の配置・育成に取り組みます。
- ③ 地域公共交通政策の充実にむけ、交通基本条例（仮称）の制定に取り組みます。
- ④ 地域公共交通サービスの提供主体として「安全・安心・快適で、信頼され、必要とされる公営・公共交通」の確立をはかります。
- ⑤ 高齢者、障害者等誰もが公共交通を利用し自由に移動できる環境をつくるため、障害者団体等との定期的な意見交換の場を設定します。
- ⑥ 住民・利用者に愛され、必要とされる公共交通であり続けるために、あいさつ・車内案内などの接遇改善の徹底・強化をはかります。
- ⑦ 公共交通の重要な使命である安全・安心の確保をはかるため、安全対策の再点検、車両や施設の改善

等をはかります。

- ⑧ 乗合バスの定時運行確保のための施策、利用者ニーズに応える路線・ダイヤの見直しなどにより、需要の拡大に努めます。また、環境にやさしい低公害車、高齢・障害者をはじめすべての人が利用しやすいノンステップバスの導入・拡大に積極的に取り組みます。
 - ⑨ 地下鉄事業に関わるコンコース等の地下鉄駅施設については、災害時における避難場所等住民・利用者の多様なニーズに対応する総合的な地域社会の拠点施設として有効に活用するよう改修を行います。
 - ⑩ 路面電車事業に関わっては、LRT導入など交通まちづくりの施策推進のための新車両購入の補助や施設改良を進めます。
 - ⑪ 地球環境保全の視点に立って、大気汚染や地球温暖化対策、違法駐車、交通渋滞対策等を中心に交通環境改善運動に取り組みます。とりわけ、違法駐車防止条例については、条例の実効ある施策の強化を重点に取り組みます。
 - ⑫ 大規模災害時に避難者や傷病者等の輸送を行うための交通ネットワークや、迅速に代替輸送が確保される緊急輸送ネットワークの整備を進めます。そのため日頃から自治体・交通事業者が警察・消防等と総合的に連携し大規模災害の発災を想定した訓練を実施します。
 - ⑬ 公共交通の利用者や視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）を阻害する放置自転車対策として、駐輪場の増設と地下鉄駅・バス停留所周辺の放置自転車を整理する要員を配置します。
 - ⑭ 路面公共交通の走行を阻害し、重大事故を誘発する恐れのある「特定小型原動機付自転車」（電動キックボード等）や自転車の走行に関し、警察・地方運輸局・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発・啓蒙活動に取り組みます。
 - ⑮ 車内・駅等での暴力行為・迷惑行為への対策として、警察等と連携し巡回や警備体制を強化するとともに、違反行為に対する罰則についての条例化を検討します。
 - ⑯ 地域公共交通を担っている事業者を切り捨てることなく、自治体が主導し、官民の連携のもとに、地域公共交通ネットワークの確立を軸としたまちづくりに取り組みます。
 - ⑰ 地域の交通政策や計画の策定にあたっては、住民、事業者、労働組合などあらゆる関係者の参加する協議会等を設置し、会議を公開するなど住民・利用者視点で取り組みます。
-

【国に対して】

- ① 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の策定促進と具体的施策への支援措置を講じるよう求めます。
 - ② 地域住民の実質的な移動権を保障するため、公共交通に関する条例の制定の取り組み支援など、地域が移動を支える仕組みの構築に対する支援措置を講じるよう求めます。
 - ③ 東日本大震災や熊本地震等の被災地域に対して公共交通を確保・再生するための財政措置を求めます。
 - ④ 鉄道駅のエレベーターやホームドア整備、ユニバーサルデザイン化したバスやタクシーの導入に必要な予算措置を講じるよう求めます。また、市町村の公共交通施設に関するバリアフリーのマスタープランの策定に必要な支援を求めます。
 - ⑤ 路面電車の延伸や新線建設、L R Tの導入計画や低床式車両の導入や停留施設に関する整備などに必要な予算の確保と支援制度を拡充するよう求めます。
 - ⑥ バス事業が、高齢化の進展に対応し地域活動の基盤となるよう、事業の確保・維持や人材確保に必要な支援制度を拡充するよう求めます。
 - ⑦ 人手不足が深刻化するバス運転者の労働環境を改善し、安全輸送を確保するために必要な予算の確保と支援制度を拡充するよう求めます。
 - ⑧ 車内・駅等での暴力行為・迷惑行為の取り締まり強化と罰則規定の整備を求めます。
 - ⑨ 「自家用車ライドシェア」など白タクの合法化に反対します。また、「自家用車ライドシェア」と自家用有償旅客運送制度とが明確に区別されるよう、正確な情報発信を求めます。
-